

1 令和6年度長崎市母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計総括表

(単位:千円)

歳 入						
款	項	目		現計予算額	補正額	計
1	繰入金			8,801	0	8,801
	1	一般会計繰入金		8,801	0	8,801
		1	一般会計繰入金	8,801	0	8,801
2	繰越金			40,374	701	41,075
	1	繰越金		40,374	701	41,075
		1	繰越金	40,374	701	41,075
3	諸収入			16,024	0	16,024
	1	貸付金元利収入		14,377	0	14,377
		1	貸付金元利収入	14,377	0	14,377
		1	母子父子福祉資金貸付金元利収入	12,033	0	12,033
		2	寡婦福祉資金貸付金元利収入	2,344	0	2,344
	2	雑入		1,647	0	1,647
		1	違約金及び延納利息	1,647	0	1,647
合 計				65,199	701	65,900

(単位:千円)

歳 出						
款	項	目		現計予算額	補正額	計
1	母子父子寡婦福祉資金貸付事業費			24,825	0	24,825
	1	母子父子寡婦福祉資金貸付事業費		24,825	0	24,825
		1	母子父子寡婦福祉資金貸付事業費	24,825	0	24,825
			母子父子福祉資金貸付金	11,872	0	11,872
			寡婦福祉資金貸付金	2,342	0	2,342
			母子父子寡婦福祉資金貸付事業費事務費	10,611	0	10,611
2	公債費			32,396	0	32,396
	1	公債費		32,396	0	32,396
		1	元金	32,396	0	32,396
3	繰出金			7,978	701	8,679
	1	繰出金		7,978	701	8,679
		1	一般会計繰出金	7,978	701	8,679
合 計				65,199	701	65,900

2 【歳出】一般会計繰出金

予算説明書					事業名	補正額
ページ	款	項	目	番号		
12~13	3 繰出金	1 繰出金	1 一般会計 繰出金		一般会計繰出金	千円 701

1 概要

母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計においては、母子及び父子並びに寡婦福祉法第37条第5項の規定に基づき、前年度からの繰越金から公債費（国への償還金）を差し引いた金額を一般会計へ繰り出すこととしている。

令和6年度は、歳入において繰越金（令和5年度剰余金）が当初見込みを上回ったことから、歳出においてその同額を一般会計繰出金に増額するもの。

	(歳入)	(歳出)	
	繰越金	公債費（国への償還金）	一般会計繰出金
当初予算	40,374千円	32,396千円	7,978千円
補正後	41,075千円	32,396千円	8,679千円
増減	701千円	0千円	701千円

【参考】母子及び父子並びに寡婦福祉法（抜粋）

第37条第5項

都道府県は、毎年度、第二項又は前項の規定により国への償還を行った場合に限り、政令で定める額を限度として、福祉資金貸付金の財源として特別会計に繰り入れた金額の総額の一部に相当する金額を、政令で定めるところにより一般会計に繰り入れることができる。

2 イメージ図

【歳入】		【歳出】	
繰越金 (見込額)	40,374千円	公債費 (前年度に確定) ※母子及び父子並びに寡婦福祉法第37条第5項の規定により償還しなければならない 【計算方法】 (前々年度決算剰余金-3か年貸付平均×1.7) × $\frac{\text{借入金総額 (国)}}{\text{借入金総額 (国) + 繰入金総額 (市)}}$	32,396千円
		一般会計繰出金 (見込額) ※母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令第43条の規定により 上限額あり 【上限額計算方法】 公債費 × $\frac{\text{繰入金総額 (市)}}{\text{借入金総額 (国)}}$ ⇒ 上限額 : 23,780千円	7,978千円
繰越金増額分 (補正額)	701千円	一般会計繰出金増額分 (補正額)	701千円

令和6年度は、一般会計繰出金が上限額を下回っているため、繰越金の見込みを上回った額を一般会計繰出金として増額するもの。

3 財源内訳

区分	事業費	財源内訳				
		国庫支出金	県支出金	地方債	その他 ※	一般財源
当初予算額	千円 7,978	千円 —	千円 —	千円 —	千円 7,978	千円 —
補正額	701	—	—	—	701	—
補正後の額	8,679	—	—	—	8,679	—

※繰越金(令和5年度決算における剰余金)

3 【歳入】繰越金

予算説明書					事業名	補正額
ページ	款	項	目	番号		
10~11	2 繰越金	1 繰越金	1 繰越金		繰越金	千円 701

1 概要

令和5年度決算における剰余金が当初見込みを上回ったことに伴い、その差額分を繰越金として増額するもの。

繰越金 補正額 701千円 (現計予算額 40,374千円 → 補正後 41,075千円)

【参考】母子及び父子並びに寡婦福祉法(抜粋)

第36条第3項

都道府県は、毎年度の特別会計の決算上剰余金を生じたときは、これを当該年度の翌年度の特別会計の歳入に繰り入れなければならない。